破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０６号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜238番地１
債務者　田中やよい（旧姓國京）
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
北海道寿都郡寿都町字渡島町100番地
債務者　長尾　美静
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３０号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目７番２号　ブリーズガーデン１号館201号
債務者　菊池　　昭
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
岩手県一関市藤沢町黄海字京ノ沢90番地２、前住所神奈川県伊勢原市板戸482番地の１ルミエールマエダ102号
債務者　大林　　晶
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４４号
群馬県太田市藤阿久町214番地131
債務者　齊藤　　舞（旧姓大谷）
１　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４１号
岐阜県不破郡垂井町清水１丁目48番地
債務者　森﨑明子こと　モリサキ　エルシ　アキコ（旧姓オオニシ）
１　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
愛知県豊田市御船町榎島17番地３、前住所愛知県豊田市北一色町藤ノ木880番地11
債務者　山口　　孟
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
愛知県岡崎市柱曙１丁目１番地８　有貴荘103
債務者　村上ひろみ
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
愛知県みよし市三好町荒畑58番地14
債務者　田川　一朗
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
愛知県岡崎市稲熊町８丁目17番地１　マンション巴１棟401号室、住民票上の住所愛知県豊田市寿町４丁目36番地　バンベール豊田寿301号
債務者　山口　　晃
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
滋賀県長浜市小堀町78番地１
債務者　水川　惠美
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
埼玉県草加市花栗２丁目３番18号　クリオジィⅠ205号
債務者　深井　順子
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
堺市東区関茶屋78番地４、前住所堺市北区北長尾町１丁５番25号
債務者　ちゃんこ霧島こと　濵田　武志
１　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
堺市堺区山本町１丁20番地１―607号
債務者　江口　利治
１　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
大阪府藤井寺市岡１丁目３番21号
債務者　久保　雅春
１　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
堺市北区新金岡町３丁２番８―407号
債務者　黒岩　昭子
１　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２９号
札幌市白石区北郷２条９丁目１番１―302号
債務者　佐藤　悌章
１　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部